

重要事項説明書

特定施設入居者生活介護

株式会社 あさひコモンズ

事業所： あさひガーデン

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	株式会社 あさひコモンズ
事業者の所在地	新潟県三条市月岡1丁目5番27号
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 名古屋孝徳
電話番号	0256-34-3636

2 ご利用事業所

事業所の名称	あさひガーデン
事業所の所在地	新潟県三条市西本成寺1丁目36番25号
管理者名	成田 茂雄
電話番号	0256-64-7307
FAX番号	0256-64-7320
事業の種類	特定施設入居者生活介護事業
事業の種類	介護予防特定施設入居者生活介護事業
事業者番号	新潟県指定 1570401800 号 平成28年8月1日指定

3 事業の目的と運営の方針

- ① 特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護(要支援)状態になった場合でも、特定施設入居者生活介護のサービスを受ける入居者が当施設において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としています。
- ② 当事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。
- ③ 当事業者は、利用者の要介護(要支援)状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとします。
- ④ 特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行います。
- ⑤ 特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められた時は、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑥ 特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生

命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等はいりません。

- ⑦ 当事業者は、自らその提供する特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4 事業所の概要

(1) 建物

建物	構造	木造 1 階建（準耐火建築）		
	居住部分の規模	Aタイプ	18.83㎡	（42戸）
		Bタイプ	21.53㎡	（3戸）
	利用定員	50名		

(2) 主な設備

設備の種類	数
食堂、ラウンジ	2箇所
地域交流スペース	1箇所
浴室、脱衣室	5箇所
共同便所	3箇所
専用居室	45室（定員50名）
キッチン	5箇所

5 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	届出 員数	区分（R7.4.1）				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
管理者	1		1			0.6		社会福祉主事
生活相談員	3		3			1	1 以上	介護支援専門員
介護職員	12 以上	12	3	3	3	15.8		介護福祉士 9 名
看護職員	2 以上	2		1				看護師 1 名 准看護師 1 名
機能訓練指導員	1 以上	1				1		柔道整復師
計画作成担当者	1 以上		1			0.3		介護支援専門員

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇	職務内容
管理者	勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤で勤務	4 週 9 休	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤で勤務	4 週 9 休	入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
介護職員	①早番（7:00～16:00） ②日勤（8:00～17:00） ③遅番（10:00～19:00） ④夜勤（16:00～9:00） ルート表に沿って個別ケアの提供を行います。入居者の残存機能の活用を促し、機能維持に努めます。 ・夜間（19:00～7:00）は、原則として職員2名でお世話をします。	4 週 9 休	入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
看護職員	勤務時間帯（8:30～17:30） ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	4 週 9 休	入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
機能訓練指導	勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤で勤務	4 週 9 休	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
計画作成担当者	生活相談員兼務介護職員兼務	4 週 9 休	入居者の状態等を踏まえて、（介護予防）特定施設等サービス計画の作成等を行う。

7 営業日

営業日	年中無休
-----	------

8 サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容	利用料
食事の介助	・利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。（食事時間） 朝食 8：00～10：00 昼食 12：00～14：00 夕食 17：30～19：30	介護法報酬の告示上の額（法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準額の1割（所得に応じて2割もしくは3割：介護保険割合証の割合による）、法定代理受領でない場合は、居宅介護(支援)サービス基準額相当額です。
排せつの介助	・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、定時で対応（ルート表に沿って） ・同性の職員が行います（希望時）	
入浴の介助	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。 ・同性の職員が行います（希望時）	
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、実施します。	
機能訓練	・入所者の状況に適合した機能訓練、活動を通して、生活機能の維持・改善に努めます。	

健康管理	・健康相談及び観察を行い、健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医に相談を行い指示に沿って対応します。 ・医療機関の受診は家族等に付き添いをお願いします（付き添いが不可の場合応相談とします） （当事業所の協力医院） 馬場内科医院 診療科：内科
相談および援助	・当事業所は、入所者およびそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員
レクリエーション行事	・当事業所では、年間計画にそってレクリエーション、行事を企画実施します。

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利用料
おむつの提供	・ご希望に応じて提供します。 当事業所はおむつ外しの働きかけを行います。	実費
食材の提供	・栄養バランスを考慮した食事の提供をします。 特別形態食（ミキサー食、ムース食）は1日 110円追加となります	（内訳）朝食513円 昼食594円 夕食648円
理美容サービス	・移動理美容サービスによる美容サービスをご利用いただけます。	カット 2,300円 カット＋顔そり 2,800円等
金銭管理サービス	原則金銭、貴重品はご自身で管理頂きますが、必要に応じては月額1万円までの預かりをします。	利用料金:月額550円
医療機関の受診付き添い	ご家族等の受診付き添いが難しい場合 ・受診後、医師からの助言、指示等ご報告します。	1時間1,760円 ＋実費（交通費）
その他	・居宅療養管理指導費 ・薬代	・実費

	・ 訪問診療費	
--	---------	--

(3) 特定施設入居者生活介護の利用料

《基本利用料》

	1 日あたり	利用料(30 日あたり)	利用者負担額(1割負担)
要支援 1	183 単位	5 4, 9 0 0 円	5, 4 9 0 円
要支援 2	313 単位	9 3, 9 0 0 円	9, 3 9 0 円
要介護 1	542 単位	1 6 2, 6 0 0 円	1 6, 2 6 0 円
要介護 2	609 単位	1 8 2, 7 0 0 円	1 8, 7 0 0 円
要介護 3	679 単位	2 0 3, 7 0 0 円	2 0, 3 7 0 円
要介護 4	744 単位	2 2 3, 2 0 0 円	2 2, 3 2 0 円
要介護 5	813 単位	2 4 3, 9 0 0 円	2 4, 3 9 0 円

＊上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額となっております。
なお改定された場合は、自動的に基本利用料も改訂されます。

利用者負担額については 1 割負担について表記しております。
負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

《加算》下記の要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が加算されます

加算の種類		単位	加算の要件
個別機能訓練加算Ⅰ		12単位／日	機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施
個別機能訓練加算Ⅱ		20単位／月	個別機能訓練加算Ⅰの取り組みに加えて、LIFEを活用し、PDCAサイクルの運用により、サービスの質の管理を行うこと
夜間看護体制加算Ⅱ		9単位／日	機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施（要介護者のみ）
退去時情報提供加算		250単位／回	医療機関に退所する場合、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供すること
若年性認知症利用者受入加算		120単位／日	65歳未満の第2号被保険者で若年性認知症により要介護認定を受けた要介護者を受け入れた場合
退院・退所時連携加算		30単位／日	病院・診療所・介護老人保健施設、介護医療院を退院・退所して入居する場合、入居日から起算して30日以内の期間に限る。30日を超えて入院し再入居した場合も同様
協力医療機関連携加算		100単位／月	病状が急変した場合等に医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、診療の求めがあった場合、その体制を常時確保していること
ADL維持等加算Ⅰ		30単位／月	LIFEを活用し、算出された値が1以上
ADL維持等加算Ⅱ		60単位／月	LIFEを活用し、算出された値が3以上
科学的介護推進体制加算		40単位／月	心身の状況等の基本情報をLIFEを用いて少なくとも3月に1回、厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること
看取り介護加算Ⅰ		1280単位／日	死亡日の看取り介護
		680単位／日	死亡日以前2日又は3日
		144単位／日	死亡日以前4日以上30日以下の看取り介護
		72単位／日	死亡日以前31日以上45日以下の看取り介護
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位／日	介護福祉士70%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上
	(Ⅱ)	18単位／日	介護福祉士60%以上
	(Ⅲ)	6単位／日	介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	12.80%	*キャリアパス要件①職位等に応じた任用要件と賃金体系の整備、資質向上に向けた研修機会の確保、職場

新たな加算の取得が認可された場合は、その内容を案内し、覚書を締結させていただきます。

《減算》下記の要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が減算されます

減算の種類	単位	減算の要件
身体拘束廃止未実施減算	10%/日	身体拘束廃止に向けての取り組み、記録、委員会の活動の実施がない場合

9 苦情等申立先

窓口担当者 成田茂雄 (管理者) 電話 0256-64-7307

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

時間外については夜勤者が受け付け、翌営業日に対応

*また、当事業者にて解決できない場合には下記の窓口に申し立てをすることができます

新潟県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 (ユニゾンプラザ3階)	電話 025-281-5609
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 (新潟県自治会館本館3階)	電話 025-285-3022

各市 介護保険担当窓口

三条市役所 高齢介護課 介護認定係	電話 0256-34-5475
燕市役所 長寿福祉課 介護保険係	電話 0256-77-8177
加茂市役所 長寿あんしん課	電話 0256-41-4032
見附市保険福祉センター内 健康福祉課介護保険係	電話 0258-61-1350
長岡市役所 介護保険課 給付係	電話 0258-39-2245

10 協力医療機関

医療機関の名称	馬場内科医院
院長名	馬場靖幸
所在地	新潟県三条市東裏館2丁目16番12号
電話番号	0256-35-3100
診療科	内科
入院設備	なし
契約の概要	① 日常的な健康管理 ② 要請時の対応

11 非常災害時の対策

非常時の対応	・ 消防計画に沿って対応を行います。 ・ 災害（風水害）時は三条市の指示に従い、対応を行うとともに避難については必要に応じてご家族に協力を得ていきます。			
平常時の訓練等	消防計画に基づき年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知機	あり	非常灯	40箇所
	屋内消火器	9箇所	非常用出口	5箇所
	避難誘導灯	12箇所	スプリンクラー	あり
	カーテン布団等は防災機能のあるものを使用しております。			

12 事故発生時の対応

事業所はサービスの提供による事故の発生、又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 事故又は事故に至る危険性のある事態が発生した場合に、発生の実態及びその分析を通して改善策を職員に周知し徹底する体制を整備すること。
- ② 事故・苦情委員会の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 1 事業所は事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

13 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪については面会時間の制限はありません。 (午後5時30分～午前8時30分職員不在時はインターホンにて呼び出しをお願い致します) 来訪時は、事務室カウンターの面会簿ご記入をお願いします。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。(申出にて食事の調整を行います)
医療機関への受診	原則予約、付き添いは原則家族等にご協力頂きますが、 受診付き添いが困難な場合は、ご相談下さい。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願い致します。飲酒は可能です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください
宗教活動・政治活動	事業所内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
反社会的勢力の排除	反社会的勢力の排除に努め、脅迫的な言動または暴力を用いる行為を禁じます。

個人情報利用同意書

【事業者】住 所：三条市月岡 1-5-27

社 名：あさひコモンズ

代表者：名古屋孝徳

印

【事業所】住 所：三条市西本成寺 1-36-25

社 名：あさひガーデン

代表者：成田茂雄

印

＜個人情報保護の趣旨＞

当社が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

＜個人情報利用範囲＞

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

＜肖像権について＞

当社の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして以下に○をご記入下さい。

同 意 す る

同意しない

_____年 _____月 _____日

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【家族代表】 住 所 _____

氏 名 _____ 印